

報告第3号

専決処分の承認を求めるについて

大野市教育委員会教育長事務委任規則第1条第10号に規定する教育委員会の権限に属する事項について、同規則第3条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年4月26日提出

大野市教育委員会

教育長 久保俊岳

提案理由

大野市教育委員会訓令で定める要綱等における様式中の敬称を殿から様に改めるため

専決処分書

大野市教育委員会教育長事務委任規則第3条第1項の規定により、大野市教育委員会訓令で定める様式における敬称の表示を改める要綱の制定について、次のとおり専決処分する。

令和3年3月31日

大野市教育委員会

教育長 久保俊岳

大野市教育委員会訓令第5号

府中一般

各出先機関

大野市教育委員会訓令で定める様式における敬称の表示を改める要綱を次のように定める。

令和3年3月31日

大野市教育委員会

大野市教育委員会訓令で定める様式における敬称の表示を改める要綱

大野市教育委員会訓令で定める様式（宛名に係る部分に限る。）中「殿」を「様」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、現に大野市教育委員会訓令で定める様式の規定に基づき敬称に「殿」を用いて作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。